　　年　　月　　日

新座市水道事業

新座市長

水道メーター設置位置に係る確約書

このたび、新座市　　　　　　丁目　　　　　　番地に所在する、給水装置の新設又は改造の申請をするに当たり、水道メーターを道路境界から1メートル以内に設置するように指導を受けましたが、当方の都合により、その範囲内で設置することができません。  
　つきましては、以下の範囲において漏水事故等の発生時には速やかに当方の費用で修繕を行い、新座市には一切の責任を問いません。

1. 第一止水栓を道路境界から１メートル以内に設置する場合は、第一止水栓から水道メーターまでの給水装置
2. 第一止水栓を道路境界から１メートル以内に設置しない場合は、道路境界から水道メーターまでの給水装置

　また、上記の件は、土地及び家屋の所有権が移転した場合においても、新たな所有者に継承いたします。

(申請者)　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住所

(指定工事店)　　　社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　住所